

## 第2部 総合的な施策の推進

---

### 第1章 環境に関する条例

#### 1 茨木市環境基本条例

近年、地域の環境、さらには地球環境を健全な状態に保全するとともに、これを将来の世代に引き継ぐことが重要な課題となっています。「茨木市環境基本条例」は、このような状況を踏まえ、環境の保全及び創造についての基本理念と、本市環境施策の基本的事項などを定めることによって、「人と環境にやさしい都市－茨木」の創造に向け、施策を総合的、計画的に推進するために定めたもので、前文と24条及び附則で構成されています。条文の詳細は、巻末の資料をご覧ください。この基本条例は、平成15(2003)年4月から施行されています。

#### 2 茨木市生活環境の保全に関する条例

本条例は、「茨木市環境基本条例」第12条の規定により、生活環境の保全のため公害等の原因となる行為に関して必要な規制を行うとともに、市、事業者及び市民の責務並びに環境の保全に必要な措置を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減する事を目的として平成20(2008)年9月に制定、平成21(2009)年4月に施行しました。

本条例は未規制事業所の規制、建設工事施工時の事前説明、土壌・地下水汚染に係る調査への協力、ライフサイエンス系施設の協定締結の手續、愛がん動物等の適正管理、あき地及びため池等の適正管理等について定めています。

### 第2章 環境計画

#### 1 茨木市環境基本計画

「茨木市環境基本条例」第8条の規定に基づき、平成16(2004)年3月に「茨木市環境基本計画」を策定しました。これは、本市の環境政策の目標や施策の中心となるものです。

対象となる地域は本市全域で、計画の期間は平成16(2004)年度から平成27(2015)年度までの12年間としており、本市の新たな施策の立案や実施にあたっては、本計画との整合を図ります。

計画では「人と環境にやさしい都市－茨木」の創造をめざすため

- 1 良好な地域環境の確保
- 2 人と自然との共生
- 3 循環型社会の構築
- 4 地球環境の保全
- 5 市・市民・事業者の協働

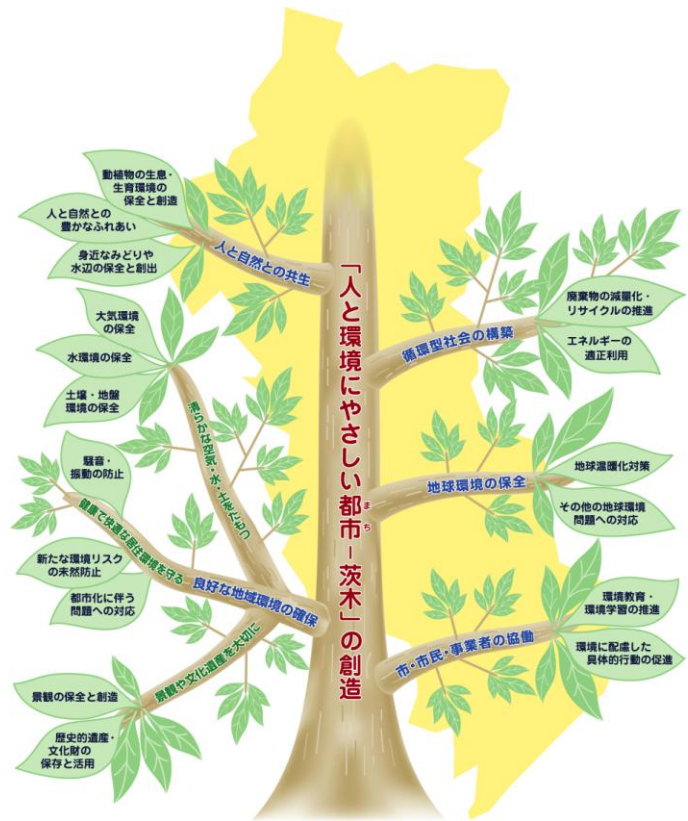
## 茨木市環境基本計画の施策体系

という5つの目標及び取組施策を掲げており、これらの目標を達成するため、市・市民・事業者がそれぞれの環境への関わりと役割や責任を自覚し、協働して積極的な取組を行うことを述べています。

また、前述の5つの目標を実現するため17の施策に展開し、それぞれの施策について方向を定めるとともに、「施策の方向」に基づいて市が取り組まなければならない施策のうち、特に緊急を要し、重点的に取り組むべきものとして、

- 1 循環型都市づくりの推進
- 2 自然環境の保全とふれあいの促進
- 3 地球温暖化対策の推進
- 4 環境に関する教育・学習の推進
- 5 市民・事業者の取組支援

の5つを特に緊急を要する「重点施策」として取り上げ、市民・事業者と連携しながら、関係部局が一体となって総合的・体系的に推進していきます。



## 2 茨木市地域エネルギービジョン

本市では、「茨木市環境基本計画」に基づき、これまで諸施策を推進してきましたが、より化石燃料への依存度を低下させ、低炭素型社会に転換するため、エネルギー対策の方向性や重点プロジェクトを示した「茨木市地域エネルギービジョン」を平成23(2011)年2月に策定しました。

ビジョンでは、「市民・事業者・市の連携による推進」「低炭素スタイルへの転換」「地域特性を活かした新エネルギーの導入促進」「人と環境にやさしいまちづくりの展開」の4つの基本方針を掲げ、

- 1 新エネルギー導入スタイルの発信
- 2 多様な主体の協働による新エネルギーの導入
- 3 低炭素ライフスタイルの普及
- 4 コミュニティサイクル事業の普及促進
- 5 EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）の普及促進
- 6 マイカー通勤の抑制

の6つを、これから5年間で重点的に推進する重点プロジェクトとしてします。

これら重点プロジェクトによる取り組みを着実に進め、新エネルギー・省エネルギーの導入及び普及促進を図ることを本計画の目標としています。なお計画期間である平成32(2020)年度に向けての目標値は、「茨木市地球温暖化対策実行計画」において設定しています。



茨木市地域エネルギービジョン

### 3 茨木市地球温暖化対策実行計画

平成20(2008)年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」に基づき、茨木市にも、地域の自然的、社会的な条件に応じた温室効果ガス排出削減のための施策も含めた、実行計画の策定が義務付けられました。本市では、市民・事業者・市など、市内のあらゆる主体が率先して、地域の特性を踏まえた温室効果ガス排出量削減を、総合的かつ計画的に実施するため、平成24(2012)年3月に「茨木市地球温暖化対策実行計画～次代の低炭素社会へあゆむまち 茨木～」を策定しました。



茨木市地球温暖化対策実行計画

本計画では、温室効果ガスの大部分を占め、かつ市民・事業者・市が一体となって取り組むことができる二酸化炭素削減の数値目標を設定することに加え、長期的な大幅削減に繋がるよう「プロセス目標」を設定します。なお、「プロセス目標」については、各主体の意見を反映させながら、今後、計画推進の中で設定していきます。

また、本市の地域特性と、「茨木市地域エネルギービジョン」の基本方針、重点プロジェクトに加え、現在の社会情勢を考慮し、「次代の低炭素社会へあゆむまち 茨木」の実現にむけて、

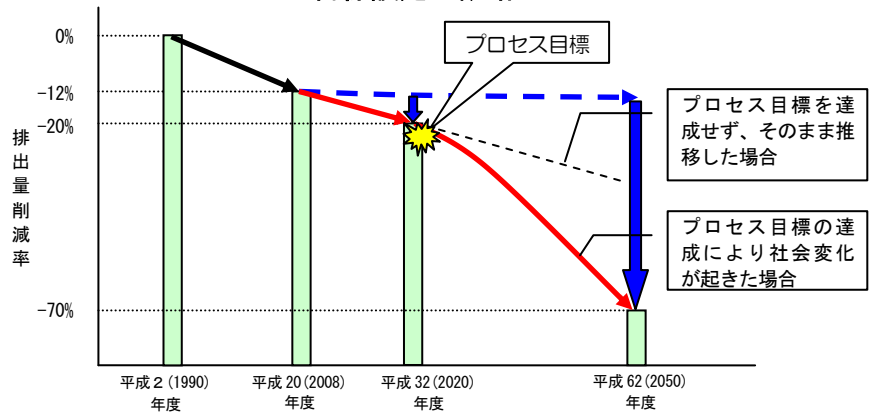
- まちの姿1 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち
- まちの姿2 多様なくらし・なりわいができるまち～再生可能エネルギー導入、熱の活用～
- まちの姿3 人にも環境にもやさしい移動ができるまち
- まちの姿4 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち
- まちの姿5 環境意識が次世代へ継承されるまち～環境・エネルギー教育の推進～

の5つを、めざすべき姿として掲げ、取組を進めていきます。なお、計画の数値目標等は以下のとおりです。

#### 目標年度における目標設定

基準年	平成2(1990)年	
中期目標	平成32(2020)年度	市民1人あたり排出量平成2(1990)年度比20%削減
		平成62(2050)年度の大幅削減に繋がる取組の萌芽
長期目標	平成62(2050)年度	市民1人あたり排出量平成2(1990)年度比70%削減

#### 目標設定の概略



### 第3章 審議会

#### 1 茨木市環境審議会

##### (1) 概要

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15(2003)年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で2年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員2人も参加していただいています。

平成24(2012)年度の委員名簿は右表のとおりです。

会議は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されますので、ぜひ傍聴してみてください。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成24(2012)年度は会議を1回開催し、市の主要な環境施策について報告しています。審議会の開催状況については下表のとおりです。

##### 環境審議会委員名簿(50音順)

平成24年4月1日現在

氏名	所属等
石山 郁慧	公募市民委員
圓入 克介	元梅花女子大学教授
近藤 明	大阪大学大学院教授
阪本 重夫	公募市民委員
相馬 芳枝	神戸大学特別顧問
瀧端 真理子	追手門学院大学教授
玉井 昌宏	大阪大学大学院准教授
天保 好博	茨木市環境教育ボランティア
箱田 正輝	(株)平和堂アル・プラザ茨木
原田 智代	京都精華大学非常勤講師
三輪 信哉	大阪学院大学教授
村瀬 径介	茨木工科高等学校教諭

##### 審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第一回	平成25年2月20日(水)	茨木市役所南館3階防災会議室	①地球温暖化対策実行計画の推進状況について ②本市のごみ排出量・資源物量の推移について